

2022年度あいちスタートアップ創業支援事業費補助金（起業支援金）に関するQ&A【2022年6月17日改定】

【交付申請・補助金について】

No.	質問	回答
1	個人事業主の場合にも対象となるか。	なります。「あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要領」の別記1の補助対象者の要件をご参照ください。
2	起業の定義はあるか	所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する個人事業の開業届出もしくは会社法（平成17年法律第86号）第911条から第914条に規定する株式会社等の設立の登記を行い、新たに事業を開始することを指します。
3	起業者の定義はあるか	本事業においては、個人事業主又は株式会社等にあつては代表権を有する者を指します。
4	事業承継の定義はあるか	代表者の交代を伴い、新たな事業へ取り組む場合を指します。
5	第二創業の定義はあるか	同一法人又は個人が、既存事業とは異なる新たな事業へ取り組む場合を指します。
6	“Society 5.0”というキーワードは公募要領のどこに記載されているのか。	公募要領1ページ※1をご確認ください。 Society 5.0：AIやIoT、ロボット、ビッグデータ等の先端技術を産業や生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会
7	起業支援金とは	交付要領において、県内で起業する者に対して、起業に要する経費の一部を支援するものです。
8	補助対象期間は、採択日（交付決定日）からいつまでか	起業支援金交付対象事業の対象期間は、起業支援金交付決定日以降、2023年1月31日までとなります。
9	「県内で実施」の定義とは何か。	今後、事業が全国展開される予定であっても対象となりますが、県内で実施される事業であり、代表者が県内に居住することが要件です。
10	県外に本社を有する事業者の支店等であっても申請可能か	愛知県内で本社の法人登記または個人事業主開業届を行う必要があります。
11	拠点は愛知県内だが、オンライン講座事業など（地域特定でない）は対象になるのか	法人の住所が愛知県内であれば事業がオンラインでも問題ありません。
12	設立を予定している株式会社の代表取締役が愛知県外に居住しており、別の取締役が愛知県に居住している場合は補助対象外となるのか。なお、活動拠点は愛知県内である。	本事業の代表者が県内に居住していること、あるいは2023年1月31日までに県内に転居することが条件となります。
13	2023年1月31日以降に県外に転居した場合は支給取り消しになるのか	本補助金の性質上、速やかに県外に転居することは、望ましいものではありません。
14	社内で新規事業をする場合も申し込めるのか	第二創業で今回の申請の対象事業の要件に該当する場合は、申請可能です。
15	第二創業は、会社内の事業部でもよいのか、又は、新会社を設立する必要があるのか。	新会社設立は必須要件ではありません。第二創業の場合、Society 5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野での、地域課題の解決に資する社会的事業を実施する必要があります。
16	外国籍の者の起業も申請可能か	愛知県内に在住し愛知県内で対象期間内に起業する起業家であれば問題ありません。ただし、外国籍の方は、「国籍・地域」「在留期間等」「在留資格」「在留期間等の満了の日」「30条の45規定区分」項目が明記された住民票を提出してください。
17	2022年4月1日より前に個	法人化にあたって、対象事業の要件に沿った事業を展開される場合は、対象と

	人事業として開業届を提出済みで、2022年4月1日から2023年1月31日までに法人化する場合も補助対象になるか。	なる場合もございます。										
18	一般社団法人や一般財団法人の設立は対象になるのか	一般社団法人は対象となります。その他につきましては、個別にご相談ください。										
19	NPO法人は対象となるのか	NPO法人は応募対象者に含まれますが、対象事業は (1) 愛知県における地域の課題の解決を目指して新たに起業する社会的事業であること。 (2) ITや新しい技術等を活用して新市場の開拓や高成長を目指す事業であること。 等を満たす、スタートアップを想定した補助金です。 (※他にも対象事業要件がございますので公募要領をご確認ください。)										
20	中小企業の定義は	<p>中小企業者の定義は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種分類</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業その他</td> <td>資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主</td> </tr> </tbody> </table> <p>※注 会社とは株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人、行政書士法人を指す。 ★みなし大企業は不可となります。 みなし大企業は次のいずれかに該当する者をいう。なお、大企業とは上記で定義する中小企業者以外の会社をいう。ただし、中小企業投資育成会社法に規定する中小企業投資育成会社は除く。 ・発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者。 ・発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者。 ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。</p>	業種分類	定義	製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主	卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主	小売業	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主	サービス業	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
業種分類	定義											
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主											
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主											
小売業	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主											
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主											
21	補助対象事業の地域の課題の解決を目指して新たに起業する社会的事業とは何を指すのか	<p>以下を参照してください。</p> <p>※1 愛知県が地域の課題としている分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活の安心・安全 ・生活の利便性向上 ・子育て支援 ・観光、まちづくり推進そのほか地域の魅力向上 ・環境、エネルギー ・健康、医療 ・その他地域の課題と認められるもの 										

		<p>※2 社会的事業の要件 (①から③をすべて満たすこと)</p> <p>①地域社会が抱える課題の解決に資すること (社会性)</p> <p>②提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること (事業性)</p> <p>③地域の課題に対し、地域における課題解決に資するサービスの供給が求められていること (必要性)</p>
22	愛知県の課題に関して、どこに掲載されているか	公募要領の2ページ目に記載があります。
23	愛知県の課題で、福祉(障害者雇用)に関するものは含まれるのか	事業計画によりますが、一般論として生活の安心・安全、生活の利便性向上、その他の地域課題などが該当すると思われます。
24	他の補助金と併せて交付されることは可能か	補助対象期間内に、同一の事業計画で国(独立行政法人を含む)又は県の他の補助金、助成金の交付を受けていない、又は受けることが決まっていないう場合に限り、可とします。ただし、市町村の補助金については、同一経費の利用でない場合に限り、重複利用が可能な場合がありますので、別途ご確認ください。
25	国などの補助金との重複について、同一事業計画でなければ、同時期に国から補助金をいただいても問題ないか。	本補助事業について、同一事業計画の場合は対象となりませんが、事業計画が別の場合は対象となります。申請予定の国の補助金についての取扱いは、所管する事務局にご確認ください。
26	他の補助金と同一の経費(同一人物の人件費の重複等)について、併せて交付されることは可能か	事業計画が同一であるかを問わず不可とします。
27	名古屋市スタートアップ企業支援補助金も応募予定だが重複応募は可能か、また同じ設備費で違う対象経費は良いのか	重複応募は可能ですが、同一事業の同一経費について申請することはできませんので、同じ設備について申請する場合は不可です。
28	他の助成金を受けてはならないとあったが、ビジコンなどの賞金と事業資金は含まれないという理解で良いか	ビジコン等の賞金と補助金は資金の性格上異なるので補助金には影響しません。
29	他の補助金等の実績説明という欄で事業名、実施時期について、本補助金との事業名の重複は可能か、実施時期はこのことをさしているのか	本補助金との事業名の重複は可能ですが、好ましくありません。また、同一の事業計画で国(独立行政法人を含む)又は県の他の補助金を受けている場合や、同一経費で市町村の補助金を受けている場合は、不交付決定となる可能性がありますので、ご注意ください。 実施時期は事業そのものの実施時期になります。
30	他の補助金等の実績説明(該当要件がある場合のみ記載)とあるが、平行して他の補助金を申請した場合、採用されなくてもこちらに書けば良いのか	採用されなければ記載不要です、結果待ちであれば記載ください。
31	占い事業や不動産業、美容院、鍼灸印、障害者を預かり支援するようなサービス業は対象になるのか	どういった事業を行うかではなく、補助対象事業に相当する事業の内容かどうか判断基準になります。

32	補助対象の要項には事業売上の文言がないが、「ある一定期間内に一定の事業売上を得なければならない」といったような基準があるのか	一定の事業売り上げを得なくてはならないという基準はありませんが、売上・利益計画の妥当性・信頼性は、事業の継続性の観点から、審査の評価基準となっています。
33	補助金限度額が減額された場合、理由の開示はあるのか (200万円まで申請し、100万円に減額された場合など)	補助金額の確定検査を行ったうえで支給しますので、その際にどの補助対象経費に何円支給されたか明らかになると考えます。
34	8月に起業予定の場合も対象になるか	2022年4月1日から2023年1月31日までの間に愛知県内で起業、事業承継又は第二創業する場合は対象となります。
35	ITテクノロジーはイメージがつくが、「新しい技術等」とは、具体的にどのような要件(要素)が想定されているか	名古屋市内のスタートアップの例ですが、電圧整流の新素材の開発をした企業、新しいタイプのステントを開発された企業の例がありますので、そういった事業を想定しております。技術といっても特許などに限定していません。既存技術の組み合わせ等によって生まれる技術も対象です。
36	ITや新しい技術を活用した新市場の具体例はあるか、また海外展開が見込まれるかが重視されるのか	B&Bやuberが無かった時は対応する市場が無かったが、新サービスを始めた後に市場ができた、といったまったく新しいものを創っていくことが新市場だと想定しております。海外展開が見込まれるのは良いことですが、必ずしも重視されるものではありません。
37	業種は同じだが取り組む内容が異なる内容で他の補助金を申請中、及び申請検討中である。本補助金に応募をするにあたり問題はありますか	本補助金は、補助対象期間内に、同一の事業計画で国(独立行政法人を含む)又は県の他の補助金、助成金の交付を受けていない、又は受けることが決まっていなければならないことが必要です。(ただし、市町村の補助金については、同一経費の利用でない場合に限り、重複利用が可能な場合がありますので、ご確認ください。)また、事業計画が異なる場合は、その他申請中の補助金の公募要領などをご確認ください。(事業承継補助金、持続化補助金など)
38	必要書類について教えてほしい	必要な書式は公募要領の12~13ページに提出書類の記載があるのでご参照ください。
39	現在、まだ起業していないが住所や社名等はどうすればよいか	未定であれば、代表者の個人の情報を記載してください。個人事業主の方は現在の情報を記載ください。
40	5月に起業を行い、8月より事業開始となる。今までの経費は補助対象とならないとの理解で良いか。また、8月発注分の支払いが9月のものだったりする場合対象になるのか	一部例外を除き、発注及び支払いが交付決定の日以降のものが対象です。なお、交付決定の日以前に支払った経費は、全て対象外です。
41	費用を変更する場合、それぞれの経費区分によって変更金額の幅が異なるが、金額の幅はいくらか	経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき(ただし、各配分額の20パーセント以内の流用増減を除く。)は、補助対象事業変更承認申請書により、事務局の承認が必要となりますので、ご相談ください。ただ何度も変更ができるものでもございませんので、申請時にある程度精査して記入してください。なお、全体の交付決定額を増額することはできません。
42	事業を進めていくうえで、届け出時の事業スキームが変更されることも考えられる。その場合、変更の届出等の手続きは必要か	事業内容の変更も変更届の提出が必要になります。

43	資金が全く準備できていない事やビジネス等のノウハウが全くわかっていない状態で進めているため、申請書に必要な計画書の書き方がわかっていないが、その場合は対象外になるのか	申請書等の事業計画書を出していただくことが審査の要件になりますので、対象外にはなりません。
44	前年度の実績、採用企業の事業内容を提示可能か	昨年記者発表を行った資料については、提示可能です。
45	1月31日までに起業とありますが、店舗営業を行うような事業の場合、店としての開店日は1月31日より後日でも良いか	事業を行うための準備の補助金ですので問題ございません。計画書に開店が1月31日以降になる理由などを記載ください。
46	交付される事業者は何件か	20件を想定していますが、審査の結果によって採択数は変動します。
47	応募書類に記入欄がある「資金計画」について、現時点で費用が発生していない場合、想定する金額を記載すれば良いのか	補助対象期間である2023年1月31日までの経費が補助経費になるので、使う予定の経費を記入ください。補助金対象経費は交付決定日以降2023年1月31日までに使用した経費、交付決定日以前の経費は対象外になります。
48	既存の法人が新規事業として新しく法人を立ち上げ、100%出資者となっても対象となるか	新しい法人の代表者が申請者になります。既存の法人と同一の事業であれば補助金のガバナンス上望ましくありません、また既存法人が大企業の場合、みなし大企業になるので注意が必要です。
49	事業完了年月日は、継続事業である場合は2023年1月31日ということで良いのか。もちろん全く新しい事業を考えている	本補助金の補助対象期間の末日が2023年1月31日であるため、1月31日を待たずに事業完了報告の提出を妨げるものではございません。
50	現在個人事業主として事業を実施し、別事業として個人で開業をする場合、申請書事業計画書の申請時の状況は個人なのか、個人事業主なのか補助金の対象外なのか	新事業で新たに開業する場合は対象です。申請書には個人に○をつけてください。
51	6か年計画の目標達成とは、どのような目標になるのか	本年度を1年目として先の6か年で申請者がどういう事業展開を行うか、また、貴社が事業を進めていく上での定性的な目標になります。
52	6か年計画の具体的な実施内容は、達成目標と何が違うのか	設定していただきました6か年の目標に対して、各年度でどういったアクションプランを行うかを具体的な実施内容として記入してください。
53	昨年度から交付要領の変更はあったか。	対象にならない経費に記載のあった「Webサイトの製作に係る経費」と「ゲーム・コンテンツ等の機能をWeb上で提供し、それを利用する顧客へのサービスの提供・課金がWeb上で完結するWebサイトの製作を外注する経費」が削除になりました。

【対象経費について】

54	車両のリース・レンタルは対象となる、と書いてあるが、月額レンタル料の 1/2 が補助される、という意味か	事業期間内の月額レンタル料（消費税及び地方消費税抜き）の 1/2 が補助金の対象になると考えられます。
55	店舗を借りる際の礼金・敷金などは対象となるのか	対象とはなりません。
56	お店の契約は秋ごろだが、準備期間を経て開店営業を始めるのは 2023 年 4 月の計画である。店舗等借料の対象期間はどうか	準備期間にあたる経費は、補助対象期間(交付決定日～2023 年 1 月 31 日)に使用したものが対象となります。
57	チラシ配布も 2023 年 4 月以降になるが、チラシ制作費は対象外になるのか	事業計画にあり、補助対象期間内に制作し、かつ配布が完了するものであれば対象になります。なお、受払簿、配布先リストの作成が必要となります。
58	店舗に設置する看板の製作費は対象になるのか。	外装・内装工事と看板製作費は対象ですが、50 万円以上のものについてはその後の処理について留意が必要です。公募要領をご参照ください。
59	2022 年 4 月に起業したが、家賃は対象になるのか	交付決定日以降の店舗等借料が対象になります。(住居兼店舗・事務所については、住居部分は対象外)
60	広報費 200 万円 設備費 100 万円として、実際に実施した際に金額が広報費 150 万円設備費 150 万円となった場合は認められるのか、また変更届などの手続きが必要か	事業内容の変更を伴う場合は変更届を提出する必要がありますので、事前に事務局へご相談ください。なお、交付決定額の増額は不可ですので、ご注意ください。
61	最終的に経費として認められたのが 40 万円だった場合、補助額は下限額の 25 万円となるのか	この場合は、 $40 \text{ 万円} \times 1/2 = 20 \text{ 万円}$ となり、下限額の 25 万以下となるので不支給になります。
62	人件費が補助対象となっているが、例えば交付決定が 9 月末の場合 10 月 1 日～1 月 31 日の人件費が対象なのか	交付決定日以降の経費が対象です。
63	事業上必要な外部サービスで月額払いか年額払いかを選べる場合、年額払いは支給対象外となるのか	補助対象期間外の部分を明確にする必要があります。場合によっては全て対象外となる可能性がありますので、可能な限り月額払いにしていた方が良いでしょう。
64	内装工事費は、業者から〇〇円一式で良いのか	申請書の記入段階ではそのような記載で良いですが、支払い時はエビデンスとして明細の提出が必要になります。補助対象外の経費があればその分は支給から除外になるので事前に外していただくのが望ましいです。
65	現在掛かっている経費は、全体経費に入るか。例えば、すでに 200 万円払っている場合、申請は 200 万円 (9 月以降の経費) できるという理解で正しいか	補助対象経費になるのは交付決定日以降の分となります。
66	申請時の経費はあくまで予定	申請時は予定で良いですが、実際の金額と異なる場合、全体の交付決定額を

	で良いか。見積などまだ取れていなくても予定で良いか	増額することはできませんので、ある程度金額を精査した上で、ご申請ください。
67	開業届の提出日が2022年4月1日より1日でも前だと対象にならないのか	なりません。
68	現在個人で飲食店を間借りしている。新たに店舗を契約して事業を行う場合対象になるか。また、こういったものが対象になるのか	2022年4月1日以前に起業している方が、既存の事業で行う場合は対象外です。別途、新たに個人事業主開業届出または法人登記、事業承継又は第二創業を行うことが必要となります。
69	愛知県内で起業、住居は岐阜県内の場合対象外か	2023年1月31日までに愛知県内に転居が完了しない場合、対象外となります。

【申請書提出について】

70	申請書は持参も可能か	郵送のみの受付となります。
71	一度申請書を提出したあとに出し直しは可能か	出し直しは不可とします。
72	提出書類に不備があった場合、事務局から連絡をもらえるのか	書類に不備があった場合は審査の段階で不採択になります。事務局から連絡はいたしません、採択者については別途県のホームページで記者発表しますので、そちらでご確認ください。
73	申請書の書き方のひな型はあるか	書き方のひな型に相当するものは本補助金ではご用意がございません。公式HP上の申請書様式というWordが該当いたします。

【審査について】

74	審査会はいつか	2022年7月下旬を予定しております。(変更の可能性もあります)
75	倍率は教えてもらえるか	過去例としては、2～3倍程度となります。
76	2020年度、2021年度の応募件数、採択件数の実績はどうか。	2020年度の応募件数は44件、採択件数は26件です。 2021年度の応募件数は75件、採択件数は25件です。

【採択後について】

77	「採択後の事業計画変更について」に記載されている「事業の内容を大幅に変更しようとする場合は、」のうち、「大幅に変更」とは具体的にはどのようなケースか	個別に事務局にご相談ください。
78	採択を受けた場合、「あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付事業者」としてPRしてよいか	問題ありません。具体的な表記については事務局にご確認ください。

【支援について】

79	伴走支援とは具体的に何をさすのか	県内で起業、事業承継又は第二創業とする者に対して事業の成長を加速するための経営面等に係る各種支援のことをいいます。
80	支援を受けるにあたり義務として生じることはあるか	事務局が開催するセミナー及び面談、ヒヤリング、現地調査等に応じていただく必要があります。
81	支援はプログラム以外にも相	出来ます。事務局に相談いただき、必要に応じて個別に相談に応じます。

	談等できますか	
82	セミナー及び面談、ヒヤリング等は、参加必須なのか	原則参加としております。参加できない事情があれば別途事務局にご連絡ください。
83	セミナーはオンラインで受講可能か	新型コロナウイルス感染症の影響があるため、完全にオンラインで実施する可能性もあります。オフラインでの実施が可能であればオンライン、オフラインを併用する可能性もあります。

【交付に関する手続等について】

84	交付に関する手続のマニュアルなどがありますか	採択後にオリエンテーションを受け、手続等について把握をした上で補助対象事業に臨んでください。
85	委託費以外のものも2者以上の見積が必要か	設備費は、可能な範囲において相見積が必要です。
86	事業完了後の補助金交付についてはどのような手続で交付されるか	補助対象事業者は、補助対象事業が完了したとき（補助対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。）、補助金（起業支援金）に係る補助対象事業実績報告書に関係書類を添えて、別に定める日までに事務局（株）ツクリエ）に提出する必要があります。 その後、事務局にて書面審査及び必要に応じ現地調査等を行い、補助対象事業の成果が起業支援金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めるときは、交付すべき起業支援金の額を確定し、補助金（起業支援金）確定通知書により補助対象事業者へ通知いたします。 その後補助対象事業者は、補助金（起業支援金）請求書を事務局に提出いただき、補助金の交付となります。
87	ヒヤリングというのは、名古屋まで出向かないといけないのか	必ずしもすべての方にヒヤリングを行うわけではありませんが、昨今の状況を考慮してオンラインでのヒヤリングも検討しています。

【交付年度以降の報告について】

88	事業終了および交付終了後の義務はあるか	補助対象事業者は、起業支援金に係る経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければなりません。 かつ、補助対象事業者は、補助事業実施年度の翌年度から5年間、毎年2月末までに当該補助事業に係る過去1年間の事業化状況について、補助金（起業支援金）に係る事業化状況報告書を補助事業者代表に提出しなければなりません。 また、起業支援金により取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって適切に管理するとともに、当該事業の目的に従ってその効率的な運用を図らなければなりません。詳しくは交付要領第22条をご確認ください。
----	---------------------	--

【公募説明会での質問について】

89	設備費としては、「外装工事・内装工事」のみが記載されているが、機器の購入は認められないのか。例えば、パン屋を創業しようとしたときの、パンを焼くオーブンなど、事業に不可欠の機器・設備だが、	補助対象事業にのみ使用するものと判断可能であれば、対象経費となる可能性はあります。ただし、取得した設備は当該事業にのみ使用しなければなりません。そのため、現物を他の設備等と明確に区別し、当該事業以外の目的に使用しないよう注意してください。 また、他事業との混同や私的使用が無いようにしていただく必要があります。 どういった事業を行うかではなく、補助対象事業に相当する事業の内容かど
----	---	--

	これらは対象となるのか。 また、普通のパン屋などは対象外か。新しい技術とはたとえばパン屋だとどういう事か。	うかが判断基準になります。 本補助金は新たなスタートアップの創業を後押しすることを目的としており、そのために、革新的なビジネスアイデア・プランをお持ちの方の創業支援を行うものです。どういった事業ならスタートアップといえるのかを事務局からお伝えすることはございません。
90	スポーツジムでホームページ作成し、Web 予約等で年代やデータ収集等は IT に当てはまるのか。	補助対象事業については公募要領 2 ページ目をご覧ください。補助対象事業に該当するのはア〜キのすべての要件を満たすものです。IT に当てはまるかどうかを個別事務局で判断はいたしません、「IT や新しい技術等を活用して新市場の開拓や高成長を目指す事業」という文言の示すとおり、IT は必須要件ではありません (Q35・36 参照)。
91	ゲストハウスで非対面オンラインチェックインを導入するのは IT、最新技術にあてはまるのか。	
92	民間の図書館を作り、他社が開発している貸出ネットワークサービスを使用して他の図書館とも連携を図るのは IT であるという判断で良いか。	
93	環境に考慮した、新しい建築材料を開発する場合その為の場所、材料、人件費は経費対象になるか。また、完成をする期限は定められているか。	
94	交付決定前に契約した委託費で、委託完了および支払いが交付決定後かつ交付対象期間内であった場合は、対象になるのか。	対象経費となるかどうかについては事業内容が判断基準となり、必ずしも補助対象期間内に事業が完成しなければいけないわけではありませんが、事業内容によりケースバイケースなので一概にはお答えできません。 また、採択後は 5 年間のご報告をいただきますので完成の進捗確認をさせていただきます。
95	申請書の記入に際しての不明点などの問い合わせの専用窓口は開設されているか。	申請書の記載についての窓口は設置しておりません。
96	補助金で購入した備品の現地検査などは行うのか。	はい。実績報告書の提出後、現地調査をおこないます。
97	ココナラなどの、プロフェッショナル人材紹介サービスを利用してホームページを作成した場合は、対象になるか。	補助対象期間内の作業であり、かつプロフェッショナル人材に発注したこと・外注内容が証明できれば、対象経費となりえます。
98	対象とならない経費は事業内容によりご判断されるということだが、事業の重要な機器がパソコンやカメラである場合も、こちらは要綱の例示にある通り対象外ということになるのか。	パソコン、カメラに関しましては、公募要領にもあるとおり対象となりません。
99	素材費等は消耗品になるのか。	何に使用する素材かによって回答が変わってくるかと思いますが、公募要領 6 ページ (4) 原材料費の項目をご参照ください。
100	店舗等借料について、親会社	公募要領 6 ページにあるとおり、固定した仕切りなど物理的な独立性が十分

	が契約をしている事務所の1/3の借料及びデスクや棚等の使用料は補助対象になるのか。	担保されていないまま、他の事業者と同じ部屋・空間で事務所を使用し業務を行っている場合は専有部分の証明が不十分として認められません。 また、この場合は親会社との使用契約書等を締結しているかどうか書面等で確認させていただきます。 また、親会社の形態によっては「みなし大企業」になる可能性もあるため、公募要領の1ページから2ページ目をご確認ください。
101	外注費に関して、販売物は対象にならないとの記載があるが、例えば、新しいウェブアプリの構想を考え、最終のアプリ内のデザインや動作確認などを外注した場合どうなるのか。	ウェブアプリの作成の部分的な外注が対象経費となる可能性はありますが、どの部分なら外注可能か、個別回答することはできかねます。 また、公募要領10ページのとおり、収益が発生するシステム・サービス等の構築に係る業務である場合は、収益発生対象事業・サービスの開始が補助対象期間終了後であるものに限りません。
102	ITシステムの開発を行う上でのソフトウェアの使用料は補助の対象になるのか。	一般事務用ソフトウェアの購入費やライセンス費用は対象にはなりません。
103	仕事上使用するサブスクリプション代金は対象になるのか。	創業に必要なサブスクリプションと認められた場合、補助期間中の按分費用が証明できれば対象経費となります。ただし、一般事務用ソフトウェアの購入費やライセンス費用は対象にはなりませんのでご注意ください(Q102参照)。
104	DMを打つために、顧客リストを購入した場合は、対象費用になるのか。	ご提出いただいた事業計画に基づいて、補助対象事業にのみ使用するものと判断可能であれば、対象経費となる可能性はあります。
105	事業計画書に補足の資料を添付することはできるか。	事業計画書内に記載して提出してください。
106	事業計画書にページ制限はあるのか(何頁以内とか、何頁以上とか)。	ページ数の制限はありません。
107	WEBデザイナーの個人事業主である自分自身でWEBサイトを作成する際には人件費になるのか。	公募要領4ページにあるとおり、個人事業主の場合は、本人及び個人事業主と生計を一にする三親等以内の親族の人件費は対象となりません。
108	公募要領13ページに記載されている「外部有識者等で構成する「あいちスタートアップ創業支援事業審査委員会」は、具体的に①どのような方が②どのようなプロセスで審査委員に選出されるのか。③また、その審査委員は公表されるのか。	審査員、プロセスは公表されません。
109	同じ事業内容で二店舗工事する場合は、二店舗分の工事費を対象として問題ないか。	事業計画書に基づき判断させていただきます。創業のために必要な経費と判断できるものであるかによります。
110	本日使用していたスライドをもらうことは可能か。	事務局宛てにメールでお問い合わせいただければ、お渡し可能です。
111	同一の会社内で事業の都合上二つの事業を同時進行で行う	本補助金は一つの事業での申請を前提としております。従って、二つの事業の両方の経費を本補助金で申請することはできません。

	場合、両方の経費を一つの会社として申告可能か。またこの複数事業の関連は必須か。(例)音楽を作成するために作曲事業と音声の編集事業を一つの会社で行うなど	
112	クラウドファンディングとの併用は可能か。	併用自体は不可ではありません。ただし、同一経費にあてるとは好ましくありません。また、補助金による成果がクラウドファンディングの返礼等に使用されることも好ましくありません。
113	受付前に資料の体裁について簡単にチェックを受けることは可能か。	資料の体裁の確認はできません。
114	期限内に提出がなされたら、提出の早い遅いは評価に影響するの。	期限内の提出であれば、提出日は評価に影響いたしません。
115	申請者の年齢制限の記載はないが、申請に際して年齢制限はあるか。	制限はありません。ただし、公募要領1ページにある補助対象者の条件を満たしている必要があります。

116	スクール事業に伴う、講師の支払い(外部委託)は、補助金の対象になるか。	対象経費となるかどうかについては事業内容が判断基準となります。また、営利活動に値しない経費である必要があります。
117	どういう方々が審査されるのでしょうか	Q108をご確認ください。
118	すでに開業届を出しているが、別の事業で新たに開業する場合は、第二創業の対象になるか。	補助対象者の要件を満たす事業を展開される場合は、対象になる可能性もございます。 Q15・17もあわせてご確認ください。
119	補助金の予算範囲内とありますが、どの程度採択数を見込んでいるか。	Q46・76をご確認ください。
120	個人事業主として開業届けを税務署に2回だしたことがあるが、新たに登記した別の会社については、審査が通れば対象となるのか。既存事業の廃業届けをださないと、条件を満たさないのか。	新たに登記した別の会社について、審査が通れば本補助金の対象となります。廃業届は提出しなくても問題ありません。
121	他の補助金が決定した場合、辞退することは可能か。	辞退は可能ではありますが、望ましいものではありません。
122	オンラインサロンの動画やチラシは対象となるか。	対象経費となるかどうかについては事業内容が判断基準となります。一般的には、販路開拓に係る動画やチラシについては、対象となります。 Q57もご確認ください。
123	来年度の前定はいつ頃決まるのか。	本補助金は2023年度も実施する予定ですが、詳細は今後、県のHP等での発表をご確認ください。
124	土業の開業に対しても補助金	業種の規定はございません。

	対象か。	補助対象事業については公募要領 2 ページ目をご覧ください。補助対象事業に該当するのはア～キのすべての要件を満たすものです。
125	条件にあてはまっていれば、FC 事業でも申請可能か。	
126	愛知県の方では今回の「委託費」と「外注費」の線引きをどのように定義しているか。(委託費は補助金の 1/2 が上限とありますが外注費はその記載が無かったので委託ではなく外注であれば申請の満額がそれでもいいのか。)	外注費は、補助対象事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費を想定しております。業務の完遂が義務であり、その結果に対する報酬を前提とした契約形態となります。 委託費は事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費です。公募要領で例示されている、市場調査やコンサルティング業務の依頼を想定しております。
127	住民税、県民税を直近で 1 年分納付したばかりで、証明書が間に合わない場合どうしたら良いか。	申請者の住民税の滞納がないことが分かれば問題ないため、書式は問いません。
128	他の補助金との併用はできないとあったが、過去（1 年以内）にもらった補助金があった場合も申請することができないのか。	本補助金に関しては、補助対象期間の重複がなければ問題ありません。ただし、過去に交付を受けた補助金については所管する事務局にご確認ください。
129	会社口座の作成ができていないタイミングでの（またはその時点で会社から捻出できる程の預金が無かったタイミング）の支払を代表や役員の口座・クレジットカードから立て替えた使用用途を提出しても問題ないか。	クレジットカードで経費を立替することは問題ありませんが、クレジットカードでの支払いが証拠書類で確認でき、口座での引落しが補助対象期間中に完了しなければなりません。 また、口座は 1 つの口座からの支払いが望ましいです。

以上